

令和7年度 認可保育所等利用申込案内

※必ずお読みください。

利用申込は、案内の内容に納得されたことを前提に受付します。

三 受 付 時 間 三

平日 8:30～17:00

土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はお休みです。

三 問 合 せ 先 三

〒811-0124

福岡県糟屋郡新宮町新宮東2丁目5番1号

シーオーレ新宮 子育て支援課 保育所担当

☎092-963-2995(直通)



もくじ

- P1 認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用したい！
- P2 保育所に入れなかったらどうしたらいいの？
- P3 教育・保育給付認定申請&利用申込 必要書類
- P4 提出書類における注意事項
- P5 保育所利用における注意事項
- P8 保育所利用料の決め方
- P9 令和7年度保育所利用料見込額一覧表
- P10 保育所利用料軽減措置
- P11 保育所利用料の支払い方法
- P12 新宮町内保育施設位置図
- P13 認可保育所・認定こども園の紹介
- P17 届出保育施設の紹介
- P17 新宮町の子育て支援事業の紹介
- P20 利用調整スケジュール
- P21 幼児教育・保育無償化フローチャート

～子どものクラス年齢～

クラス	生 年 月 日
0歳児クラス	令和6年4月2日 ～
1歳児クラス	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日

認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用したい！

ステップ1

教育・保育給付認定申請	
保護者	①保育の必要性(※1)の申請 → 町
	← ②保育の必要性を認定(※2)
<提出書類>	
①教育・保育給付認定申請書	
②保育の必要性を証明する書類	

「保育の必要性の認定を受けた＝100%保育所に入所できる」ではないので、ご注意ください。

ステップ2

利用調整(選考)
①保育の必要性を証明する書類をもとに勤務時間の長さなどで点数をつける。
②保護者のうち、点数が低い方を基準とする。
③基準が同点の場合は、加減点要件に該当するか否かをみて加味する。
④保育所の空き状況、優先順位、希望園を鑑みて優先順位が高い方から案内。

(※1)保育の必要性とは

以下のア～コに該当する事由がある場合、認定申請をすることができます。

- ア)月64時間以上労働することを常態としている。
- イ)妊娠中又は出産後間がない。
- ウ)疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有している。
- エ)同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している。
- オ)災害等の復旧にあたっている。
- カ)求職活動(起業の準備を含む)を継続的にしている。
- キ)月64時間以上就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している。
- ク)育児休業取得時、すでに保育所を利用している児童がいて、継続利用が必要と町長が認めるとき。
- コ)虐待やDVの恐れがあるとき。
- ク)その他、前各項目に類する状態であり町長が必要と認めるとき。

(※2)認定とは

申請時の子どもの年齢、保育の必要性に応じて保育所に入所した場合の1日の利用可能時間(保育の必要量)や利用可能期間(認定の有効期間)を認定することです。

年齢	区分	保育の必要性	保育の必要量	認定の有効期間
0～2歳	3号	①ア・エ・キ かつ 月120時間以上従事	標準時間 一日最長11時間 利用可能	イ・カ・ケ以外は 必要性がなくなるまで または 就学前まで のどちらか早い方
3歳以上	2号	②イ・ウ・オ・ク・コ		
0～2歳	3号	①ア・エ・キ かつ 月120時間未満従事	短時間 一日最長8時間 利用可能	
3歳以上	2号	②カ・ケ		

- ・イの有効期間は、出産予定日の6週間前(多胎児は14週間前)の日が属する月の初日から出産日の8週間後の翌日が属する月の末日まで。
- ・カの有効期間は、申請から90日が経過した月末まで。
- ・ケの有効期間は、育児休業に係る子どもが満1歳に達した日の属する月末まで。

保育所に入れなかったらどうしたらいいの？

代替保育施設の検討をしてみませんか。

施設	届出(認可外)保育施設	利用方法	①空き状況の確認 ②施設と保護者間で利用契約
経営	個人事業主		
保育料	個人事業主が決めた金額		
メリット	・保育の必要性がなくても利用可能 ・全国どここの保育所でも利用可能 ・駅近の保育施設が多く、車がなくてもアクセスしやすい ・保育の必要性の認定を受けた3歳未満の児童で、第2子以降もしくは住民税非課税世帯であるとき、保育料のうち42,000円を上限に償還払いの請求が可能 ・保育の必要性の認定を受けた3歳以上の児童の保育料のうち37,000円を上限に償還払いの請求が可能		
デメリット	・保育料が高い ・保育士が少ない施設や園庭がない施設もある		

施設	企業主導型保育所(従業員枠)	利用方法	①空き状況の確認 ②保護者のどちらかの勤務先と保育施設が共同利用契約
経営	企業		
保育料	0～2歳児は1～3万円台 (第2子以降は無償化) 3歳以上児は0円(無償化)		
メリット	・全国どここの保育所でも利用可能 ・保育料は保護者の収入に左右されない ・認可保育所と同等の保育の質を受けることができる ・上の子が利用中に下の子を出産し、育児休業を取得しても退園の心配をしなくてよい		
デメリット	・利用年齢が2歳児までの保育施設を利用する場合は、3歳児以降の接続先を保護者で探す必要がある		

施設	企業主導型保育所(地域枠)	利用方法	①空き状況の確認 ②町に保育の必要性の申請または、 施設の規定に従い書類を提出 ③保育施設と入所時期について調整
経営	企業		
保育料	0～2歳児は1～3万円台 (第2子以降は無償化) 3歳以上児は0円(無償化)		
メリット	・全国どここの保育所でも利用可能 ・保育料は保護者の収入に左右されない ・認可保育所と同等の保育の質を受けることができる ・勤務時間が月64時間あれば利用可能(配偶者の税金・社会保険の扶養範囲内)		
デメリット	・利用年齢が2歳児までの保育施設を利用する場合は、3歳児以降の接続先を保護者で 探す必要がある		

教育・保育給付認定申請&利用申込 必要書類

- ① 保護者が提出した保育の必要性を証明する書類をもとに点数化します。
 ② 保育所の空き状況に応じて、優先順位が高い方から案内をします。先着順ではありません。
 ※ 申込書類は郵送でも提出できます。提出期間最終日消印有効は受理します。

全員提出が必要 = □ 該当者のみ提出が必要 = ■

□ 令和7年度保育所等利用調整申込書

□ 教育・保育給付認定申請書(裏面に同意事項に対する署名欄あり)

□ 保育の必要性を証明する書類(父母)

ア 就労	会社勤務	就労証明書
	自営業(※1)	就労証明書、添付書類
イ 妊娠・出産	母子手帳の写し(①保護者名、②出産予定日の部分)	
ウ 疾病・障がい等	疾病・障がい状況申告書(診断書欄記入必要) または疾病・障がい状況申告書と各種障害者手帳の写し	
エ 介護・看護	介護・看護状況申告書	
オ 災害復旧	申立書	
カ 求職活動	求職活動状況等申告書	
キ 就学等	就学等(予定)申立書、添付書類	

(※1) 雇用主と三親等以内の親族関係がある場合は、**就労証明書、添付書類**を提出してください。

■ 同居(※1)している満18歳～満64歳(※2)の家族がいる場合 ■■■➡ 同居家族の保育の必要性を証明する書類

(※1) 同居とは、世帯分離の有無に関わらず、同じ住所地に住んでいることを指します。
 (※2) 令和7年4月1日時点の年齢を指します。

■ 保育所の利用申込をしない小学校就学前の子どもがいる場合 ■■■➡ 家庭保育をしていない申立書

■ 転入予定で申込をする場合 ■■■➡ 世帯全員の住民票(続柄記載あり)誓約書

提出書類における注意事項

- ◇ 父母以外に子どもと同居(※1)している満18歳～満64歳(※2)の家族がいる場合は、その方々の保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。
 ➔ 提出がなかった場合は、選考において**減点**となります。

(※1) 同居とは、世帯分離の有無に関わらず、同じ住所地に住んでいることを指します。

(※2) 令和7年4月1日時点の年齢を指します。

- ◇ 利用希望保育所は、事前に情報収集をした上で記入をしてください。
 ➔ 保育方針、行事、物品購入費など入所してから知ると、思っていたのと違うとなりやすいです。

- ◇ 利用調整申込書の利用希望保育所の欄は、利用する意思がある施設を記入してください。
 ➔ 利用決定後に辞退されると、同じ保育施設を申込された方が利用できなくなる場合があります。十分検討の上、申込をしてください。

- ◇ 書類の記入漏れがないか確認してください。
 ➔ 同居する家族、署名欄、子どもの持病やアレルギー、発達など。

- ◇ 提出する前に申込に必要な書類が全て揃っているか確認してください。
 ➔ 書類不足がある場合は、書類審査ができません。

- ◇ 転入予定で令和7年4月1日利用申込をされ、利用仮決定となったときは次の期限までに新宮町に住民票を移してください。(原則:**令和7年3月10日(月)まで**)
 ➔ 期限までに住民票の異動がなかった場合は、利用仮決定を取消すことがあります。
 ➔ 期限までに住民票の異動があった場合は、利用決定通知書を送付します。

- ◇ 転入予定で年度途中利用申込をされ、利用仮決定となったときは次の期限までに新宮町に住民票を移してください。(利用開始日の前月25日まで)
 ➔ 期限までに住民票の異動がなかった場合は、利用仮決定を取消すことがあります。
 ➔ 期限までに住民票の異動があった場合は、利用決定通知書を送付します。

保育所利用における注意事項

- ⚠ 初めての保育所を利用するときは、ならし保育があります。
ならし保育はおよそ2週間程度としていますが、子どもの適応状態により期間が短縮・延長となることがあります。
- ※ 新宮あおぞら保育園、新宮つばみ保育園分園は2歳児クラスまでの利用となり、3歳児クラス以降は他の保育所につなぐ必要があります。その際、必然的に保育所が変わりますので、ならし保育があります。
- ※ ならし保育期間は短時間で済みますが、保育所利用料は通常と同じ金額がかかります。
- ⚠ 保育所利用料は期限内にお支払いください。
未納があり、かつ支払いについて相談もない場合は、事前の予告なしに児童手当から未納分を差し引くことがあります。また、国税徴収法及び地方税法、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例により滞納処分をします。
- ※ 失業、疾病など支払いができない理由が生じた場合は、早めにご相談ください。
- ⚠ 月途中で退所する場合でも、保育所利用料は1か月分がかかります。
- ⚠ 月途中で他市町村に転出する場合でも、月末までは利用可能です。
- ⚠ 延長保育を利用できるのは、**1歳児クラス**からです。求職活動や育児休業中の場合は延長保育を利用できません。
- ⚠ 転園を希望する場合、再度、選考をする必要がありますので、必ず入所できるとは限りません。
- ⚠ 失業、退職、転職等状況が変わった場合、速やかに子育て支援課へお知らせください。
- ※ 保育利用時間の変更(切替)については、原則月単位となります。
月途中での保育利用時間の変更はできません。月途中で保育利用時間を延長したい場合は、延長保育(有料)を利用していただくことになります。

保育所利用における注意事項

- ⚠ 令和7年度の入所が決定し、利用中の子どもがいて出産をした場合、次のとおり取り扱います。
- 認可保育所・認定こども園を利用中の子どもの保護者が出産し、産後休暇終了後育児休業を取得された場合、育児休業に係る子どもが**満1歳に達した日の属する月末まで継続利用**が可能です。
- ※ ただし、翌年度以降に利用中の子どもがいるクラスで待機児童が発生した場合は**年度末で退所**となります。
- 継続利用を希望される場合は、保育短時間に認定を切り替える必要がありますので、継続利用に関する書類をご提出ください。
- ※ 出生届を提出されますと、子育て支援課から自動的に退所届及び継続利用に関する書類を送付します。

《 継続利用に必要な書類 》

- ① 育児休業に係る保育の実施継続承認申請書 兼 認定区分変更申請書
- ② 育児休業取得承認(予定)証明書

《 継続利用時の注意事項 》

- ① 保育短時間認定となり、1日最長8時間の利用となります。
- ② 延長保育の利用はできません。

出産日	産後8週後の翌日 が属する月末	退所届 提出期限	継続利用書類 提出期限	保育短時間 適用
R7.2.3 ~ R7.3.4	R7.4.30	4/10(木)まで	4/18(金)まで	5/1から
R7.3.5 ~ R7.4.4	R7.5.31	5/9(金)まで	5/20(火)まで	6/1から
R7.4.5 ~ R7.5.4	R7.6.30	6/10(火)まで	6/20(金)まで	7/1から
R7.5.5 ~ R7.6.4	R7.7.31	7/10(木)まで	7/18(金)まで	8/1から
R7.6.5 ~ R7.7.5	R7.8.31	8/8(金)まで	8/20(水)まで	9/1から
R7.7.6 ~ R7.8.4	R7.9.30	9/10(水)まで	9/19(金)まで	10/1から
R7.8.5 ~ R7.9.4	R7.10.31	10/10(金)まで	10/20(月)まで	11/1から
R7.9.5 ~ R7.10.4	R7.11.30	11/10(月)まで	11/20(木)まで	12/1から
R7.10.5 ~ R7.11.4	R7.12.31	12/10(水)まで	12/19(金)まで	1/1から
R7.11.5 ~ R7.12.5	R8.1.31	1/9(金)まで	1/20(火)まで	2/1から
R7.12.6 ~ R8.1.2	R8.2.28	2/10(火)まで	2/20(金)まで	3/1から
R8.1.3 ~ R8.2.2	R8.3.31	3/10(火)まで	3/19(木)まで	4/1から

保育所利用における注意事項

△ 令和7年度の入所が決定し、利用中の子どもがいて出産をした場合、次のとおり取り扱います。

利用中の子どもが**令和8年4月1日から5歳児クラスに所属し**、かつ保護者が出産した子どもの育児休業を取得するまたは延長する場合、利用中の子どもが円滑に小学校へ進学できるようにするため、利用中の子どもについて**例外的に令和8年4月1日の利用申込ができます**。

△ 育児休業から復職する場合、下の表を参考に復職期限内に復職してください。
復職後、復職証明書(就労証明書)を提出期限内に提出してください。

※ 復職証明書の提出がなかった場合、家庭保育が可能とみなし、利用開始日から2か月後の属する月末で退所となります。

利用開始日	復職期限	復職証明書提出期限	復職証明書の提出がない場合
R7.4.1	5/15(木)まで	6/10(火)まで	R7.6.30退所
R7.5.1	6/13(金)まで	7/10(木)まで	R7.7.31退所
R7.6.1	7/15(火)まで	8/8(金)まで	R7.8.31退所
R7.7.1	8/15(金)まで	9/10(水)まで	R7.9.30退所
R7.8.1	9/12(金)まで	10/10(金)まで	R7.10.31退所
R7.9.1	10/15(水)まで	11/10(月)まで	R7.11.30退所
R7.10.1	11/14(金)まで	12/10(水)まで	R7.12.31退所
R7.11.1	12/15(月)まで	1/9(金)まで	R8.1.31退所
R7.12.1	1/15(木)まで	2/10(火)まで	R8.2.28退所
R8.1.1	2/13(金)まで	3/10(火)まで	R8.3.31退所
R8.2.1	3/13(金)まで	4/10(金)まで	R8.4.30退所
R8.3.1	4/15(水)まで	5/8(金)まで	R8.5.31退所

保育所利用料の決め方

令和7年4月～令和7年8月分	切替	令和7年9月～令和8年3月分
父母の令和6年度 町民税 所得割額合算額 (R5.1.1～R5.12.31までの収入の基づく)		父母の令和7年度 町民税 所得割額合算額 (R6.1.1～R6.12.31までの収入の基づく)

《給与収入の方の所得割額 簡易算出方法》

- ① 給与収入×計算式＝給与所得
- ② 給与所得－控除額＝課税標準額
- ③ 課税標準額×6％＝町民税額
- ④ 町民税額－3,500＝所得割額

《自営業の方の所得割額 簡易算出方法》

- ① 収入(売上)－必要経費＝営業所得
- ② 営業所得－控除額＝課税標準額
- ③ 課税標準額×6％＝町民税額
- ④ 町民税額－3,500＝所得割額

※ 給与収入から給与所得を計算する計算式は、インターネットで「国税庁 給与所得 計算」と検索すると、計算式が出ますので、ご参照ください。

※ 簡易算出方法はあくまで、およその保育所利用料を知るための手段であり、町民税や保育所利用料の確定に使用できませんので、ご注意ください。

☞ 控除に含まれないもの

- ☐ 住宅借入金等特別税額控除
- ☐ 寄附金税額控除
- ☐ 外国税額控除
- ☐ 株式等譲渡所得割控除額
- ☐ 配当控除
- ☐ 配当割額

など

☞ 父母の年間収入合算額が100万円未満、かつ同一世帯に父母以外の家族がいる場合は、世帯の中で一番収入が高い者を「家計の主宰者」とし、父母と家計の主宰者の所得割額合算額で保育所利用料を決めます。

☞ 父母の一方または両方が未申告の場合は、所得割額不明(＝未知数)とし、一番高い保育所利用料がかかります。収入の有無に関わらず、必ず申告をしてください。

☞ 再婚・離婚、家計の主宰者の転出・転入、修正申告、障害者手帳の交付、特別児童扶養手当の支給などにより保育所利用料が変わることがあります。
変更事由が生じた場合、速やかに子育て支援課へお知らせください。

令和7年度保育所利用料見込額一覧表

この一覧表はあくまで見込額を示したものです。令和7年3月末に国から通知が届き、通知内容を踏まえて保育所利用料を決定します。

階層	推定収入	世帯状況	保育標準時間 0～2歳児クラス	保育短時間 0～2歳児クラス	3～5歳児 クラス
第1	-	生活保護世帯	0円	0円	※ 副食費 0円
第2	～260万円	町民税非課税世帯	0円	0円	
第3①	～330万円	所得割額合算額 48,600円未満	第1子 19,500円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 19,300円 第2子 0円 第3子以降 0円	
第3②		所得割額合算額 48,600円未満かつ ひとり親世帯等(※1)	第1子 9,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 9,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	※※ 第1・2子 は、副食費 0円
第4①	～345万円	所得割額合算額 57,700円未満	第1子 30,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 29,600円 第2子 0円 第3子以降 0円	
第4②	～400万円	所得割額合算額 77,101円未満かつ ひとり親世帯等(※1)	第1子 9,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 9,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	
第4③	～470万円	所得割額合算額 97,000円未満	第1子 30,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 29,600円 第2子 0円 第3子以降 0円	※※ 第1・2子 は、副食費 0円
第5	～640万円	所得割額合算額 169,000円未満	第1子 44,500円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 43,900円 第2子 0円 第3子以降 0円	
第6	～930万円	所得割額合算額 301,000円未満	第1子 61,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 60,100円 第2子 0円 第3子以降 0円	
第7	～1130万円	所得割額合算額 397,000円未満	第1子 80,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 78,800円 第2子 0円 第3子以降 0円	※※ 第1・2子 は、副食費 0円
第8	1130万円以上	所得割額合算額 397,000円以上	第1子 104,000円 第2子 0円 第3子以降 0円	第1子 102,400円 第2子 0円 第3子以降 0円	

(※1)とは、ひとり親世帯及び在宅障害者(児)がいる世帯のことを指す。

保育所利用料軽減措置

これまで、保育料の多子軽減として、保育所等にお子さんが2人以上入所している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償化としていましたが、新宮町では町独自の取組として、多子世帯の負担軽減、子育て環境の充実のため、令和6年10月から、きょうだいの保育所等の同時利用や年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無料となります。

市町村民税の申告をされていない場合など、保育料の決定に必要な税額が確認できていない場合については、町独自の多子軽減を適用できず、第8階層(最高額)で仮決定となりますので、予めご了承ください。

なお、後期(9月～翌年3月分)の保育料については、税額が確認できた時点で、当初決定まで遡って再算定を行ないますので、すみやかにお手続きをお願いします。(収入がなく、非課税となる場合であっても保育料算定のため、市町村民税の申告をお願いします。)

※第1子のお子さんが就学や療養等で別居している場合は、住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要です。

※お子さんと保護者が新宮町に住んでいる場合が対象となります。(原則、新宮町に住民票があること)



保育所利用料の支払い方法

☞ 認定こども園に入所が決まった場合、保育所利用料は認定こども園にお支払いください。
支払い方法は認定こども園の指示に従ってください。

☞ 認可保育所に入所が決まった場合、保育所利用料は新宮町にお支払いください。
支払い方法は納付書、口座振替、電子決済(モバイルレジ・PayPay・PayB・FamiPay)の4種類からお選びください。
口座振替を希望される方は、口座振替依頼書を送付しますので、子育て支援課へお電話ください。

《口座振替ができる金融機関》

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| ● 西日本シティ銀行 | ● 福岡県信用組合 | ● 北九州銀行 |
| ● 福岡銀行 | ● 遠賀信用金庫 | ● 九州労働金庫 |
| ● 粕屋農業協同組合 | ● 佐賀銀行 | ● ゆうちょ銀行(※) |

《口座振替の手続き方法》

- ① 通帳またはキャッシュカードの準備
- ② 金融機関窓口または子育て支援課で手続き

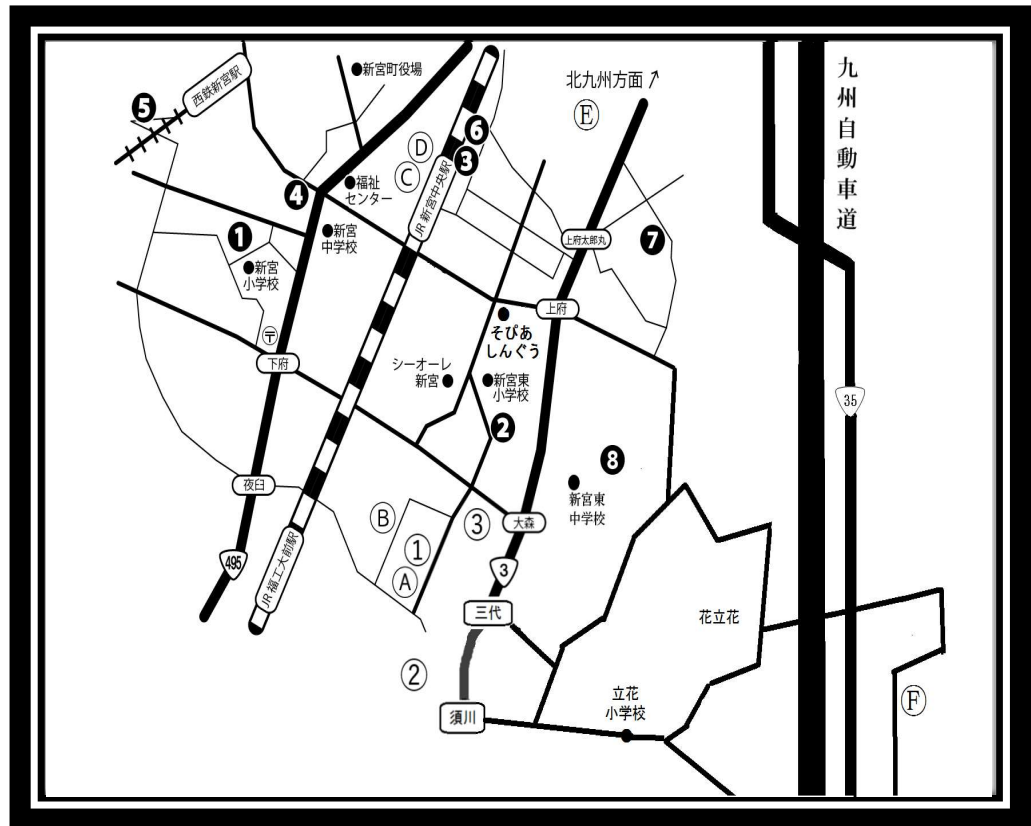
(※)ゆうちょ銀行のみ直接新宮郵便局で手続きをしてください。

《口座振替日及び納付書納付期限日》

期別	振替日・納期限	口座振替手続き期限
4月分	令和7年4月30日(水)	令和7年3月10日(月)まで
5月分	令和7年6月2日(月)	令和7年4月10日(木)まで
6月分	令和7年6月30日(月)	令和7年5月9日(金)まで
7月分	令和7年7月31日(木)	令和7年6月10日(火)まで
8月分	令和7年9月1日(月)	令和7年7月10日(木)まで
9月分	令和7年9月30日(火)	令和7年8月8日(金)まで
10月分	令和7年10月31日(金)	令和7年9月10日(水)まで
11月分	令和7年12月1日(月)	令和7年10月10日(金)まで
12月分	令和7年12月25日(木)	令和7年11月10日(月)まで
1月分	令和8年2月2日(月)	令和7年12月10日(水)まで
2月分	令和8年3月2日(月)	令和8年1月9日(金)まで
3月分	令和8年3月31日(火)	令和8年2月10日(火)まで

※ 口座振替手続き期限内に手続きをされても、書類不備等の理由により、金融機関が口座振替依頼書を差し戻すことがあります。その場合、振替日に振替ができないことがあり、納付書での納付をお願いすることがあります。ご了承ください。

新宮町内保育施設位置図



認可保育所・認定こども園

- ① 暁華保育園
- ② 新宮つぼみ保育園
- ③ 新宮つぼみ保育園分園
- ④ 新宮杜の宮コスモス保育園
- ⑤ 新宮下府コスモス保育園
- ⑥ 新宮あおぞら保育園
- ⑦ 上府あおぞらこども園
- ⑧ 博多東幼稚園

※④、⑤、⑦、⑧は認定こども園です。

届出保育施設

- ① 新宮保育園
- ② セイントマーク私立保育園
- ③ 新宮中央保育園
- ④ CECIプリスクール新宮校
- ⑤ Caren保育園新宮北
- ⑥ しんぐう里山ようちえん

企業主導型保育施設

- ① 第2新宮保育園
- ② 新宮たんぽぽ保育園
- ③ あじや保育園ALOHA～アロハ～

認可保育園・認定こども園の紹介

①^{キョウカ}暁華保育園(社会福祉法人 きょうか福祉会)

所在地	新宮町下府3-13-1	保育方針	仏教保育に基づいて丈夫な体を養い、感謝や思いやりの心を育み、友だちと仲良くし、きまりを守る子どもに育つよう調和のとれた保育を行います。
電 話	092-963-1616		
F A X	092-963-1619	クラス編成	0～5歳 年齢別クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※お盆休み期間、年末年始は希望保育	保育短時間	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00
定 員	120人	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜 ～19:00
預かり対象	概ね生後5か月以上	延長保育対象	1歳児クラスから(1h/月2,500円)
おむつ	紙・布どちらでも可	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,000円 副食費:月5,000円

②新宮つばみ保育園(社会福祉法人 輔仁会)

所在地	新宮町新宮東5-1-18	保育方針	生活と遊びを通じて、丈夫な身体と心を育てます。人と関わる力や感性を育むことを重視し、豊かな人間性の基礎を培います。
電 話	092-941-2233		
F A X	092-941-2244	クラス編成	0～2歳 年齢別クラス 3歳以上 縦割りの異年齢クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30
定 員	150人	延長保育時間	平日 ～20:00 土曜 ～20:00
預かり対象	概ね生後4か月以上	延長保育対象	1歳児クラスから (1h/月2,500円、2h/月6,300円)
おむつ	紙・布どちらでも可	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,400円 副食費:月4,500円

認可保育園・認定こども園の紹介

③新宮つばみ保育園 分園(社会福祉法人 輔仁会)

所在地	新宮町中央駅前1-1-23	保育方針	子どもたちが安心して健やかに生活できることを大切にします。また、発達に応じた遊びを提供し、子どもたちの興味の芽を育みます。
電 話	092-692-4711		
F A X	092-692-4715	クラス編成	0～2歳 年齢別クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30
定 員	20人(0～2歳児クラスのみ)	延長保育時間	なし
預かり対象	概ね生後4か月以上	延長保育対象	なし
おむつ	紙・布どちらでも可	主 食 費 副 食 費	保育所利用料に含まれている

④認定こども園 新宮杜の宮コスモス保育園(社会福祉法人 コスモス聖会)

所在地	新宮町杜の宮3-12-1	保育方針	保育環境を通して、子ども一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。
電 話	0570-00-5363		
F A X	なし	クラス編成	0～1歳 縦割りの異年齢クラス 2歳以上 縦割りの異年齢クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～16:00
定 員	120人	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜なし
預かり対象	概ね生後3か月以上 (首がすわっていること)	延長保育対象	1歳児クラスから(1h/月2,500円)
おむつ	紙おむつ	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,500円 副食費:月4,500円

認可保育園・認定こども園の紹介

⑤認定こども園 新宮下府コスモス保育園(社会福祉法人 コスモス聖会)

所在地	新宮町下府6-13-41	保育方針	保育環境を通して、子ども一人一人が自由に自発的に取り組んでいく姿勢を大切にします。
電 話	0570-00-5363		
F A X	なし	クラス編成	0～1歳 縦割りの異年齢クラス 2歳以上 縦割りの異年齢クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～16:00
定 員	120人	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜なし
預かり対象	概ね生後3か月以上 (首がすわっていること)	延長保育対象	1歳児クラスから(1h/月2,500円)
おむつ	紙おむつ	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,500円 副食費:月4,500円

⑥新宮あおぞら保育園(社会福祉法人 未来福祉会)

所在地	新宮町中央駅前1-1-16	保育方針	子どもが心地よく過ごせる安全な環境作りと子どもが情緒の安定した生活を送り、活動できるよう家庭との連携を図ります。
電 話	092-940-5175		
F A X	092-940-5176	クラス編成	0～2歳 年齢別クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00
定 員	20人(0～2歳児クラスのみ)	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜なし
預かり対象	概ね生後3か月以上 (首がすわっていること)	延長保育対象	1歳児クラスから(1h/月2,500円)
おむつ	紙・布どちらでも可	主 食 費 副 食 費	保育所利用料に含まれている

認可保育園・認定こども園の紹介

⑦認定こども園 上府あおぞらこども園(社会福祉法人 未来福祉会)

所在地	新宮町大字上府683-4	保育方針	子どもが心地よく過ごせる安全な環境作りと子どもが情緒の安定した生活を送り、活動できるよう家庭との連携を図ります。
電 話	092-410-0401		
F A X	092-410-0421	クラス編成	0～5歳 年齢別クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 9:00～17:00 土曜 9:00～17:00
定 員	120人	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜なし
預かり対象	概ね生後3か月以上 (首がすわっていること)	延長保育対象	1歳児クラスから(1h/月2,500円)
おむつ	紙・布どちらでも可	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,500円 副食費:月4,500円

⑧認定こども園 博多東幼稚園(学校法人 博多学園)

所在地	新宮町大字上府130-3	保育方針	総幼研教育を通し、「たくましい脳と心を持つこども」を育成し、生きる力を育みます。育つときに、大きく育つために共感・共鳴・共体験を積み重ねます。
電 話	092-962-0321		
F A X	092-963-1199	クラス編成	1～5歳 年齢別クラス
見 学	随時受付(要電話予約)	保育標準時間	平日 7:00～18:00 土曜 7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日 ※年末年始は希望保育	保育短時間	平日 8:30～16:30 土曜 8:30～16:30
定 員	90人	延長保育時間	平日 ～19:00 土曜なし
預かり対象	4/1時点で1歳以上	延長保育対象	1歳児クラスから(30分/300円)
おむつ	紙おむつ	主 食 費 副 食 費	(3歳未満児)保育所利用料に含まれている (3歳以上児)主食費:月1,900円 副食費:月4,800円 ※令和6年度実績

届出保育施設の紹介

届出保育施設(令和6年10月7日時点)

届出保育施設とは、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。
利用を希望する保護者は施設に直接申し込み、施設と直接契約を行います。
また、新宮町に限らず他の市町村の届出保育施設の利用も可能です。
利用料、保育時間等は、各施設で異なりますので、直接お問い合わせください。

	基準 適合	施設名 (住所)	電話番号	月極契約	一時預かり
①	○	新宮保育園 (新宮町夜臼5-4-26)	941-2755	6か月～就学前	6か月～就学前
②	○	セイントマーク私立保育園 (新宮町夜臼5-9-19)	963-3028	3か月～就学前	3か月～就学前
③	○	新宮中央保育園 (新宮町緑ヶ浜4-15-8)	963-1410	3か月～就学前	6か月～就学前
④	○	CECIプリスクール新宮校 (新宮町緑ヶ浜4-15-8)	962-1005	1歳～6歳	2歳～12歳
⑤	○	Caren保育園新宮北 (新宮町上府北2-15-30 1F)	410-2909	5か月～5歳	なし
⑥	○	しんぐう里山ようちえん (新宮町大字立花口267-3)	692-9237	満3歳～6歳	なし

新宮町の子育て支援事業の紹介

ショートステイ

保護者の病気や仕事などの事由により、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを養育・保護します。利用期間は原則7日間です。
利用をしたい場合、まずは子育て支援課に相談してください。

対 象 年 齢	新宮町在住の18歳未満の子ども		
利 用 料 金	区分	2歳未満児	2歳以上児
	生活保護世帯	0円	0円
	ひとり親世帯かつ市町村民税非課税		
	市町村民税非課税世帯	1,100円	1,100円
	ひとり親世帯かつ市町村民税課税		
実 施 施 設	その他の世帯	5,500円	2,850円
	若葉荘(原則2歳～18歳)	糟屋郡久山町大字猪野1610-59	
	福岡乳児院(原則0歳～1歳)	福岡市博多区西春町1-1-14	
	鞍手乳児院(原則0歳～1歳)	鞍手郡鞍手町大字新延448-11	

新宮町の子育て支援事業の紹介

病児保育事業

病児保育	子どもが病気にかかって家庭で看ることができない事情があるときは、医師の診断に基づき、子どもを一時的に病児保育室でお預かりします。
病後児保育	子どもが病気にかかり、病気が回復に向かっているが登園・登校が困難で、家庭で看ることができない事情があるときは、医師の診断に基づき、子どもを一時的に保育室でお預かりします。

利用登録	利用したい施設で直接登録してください。
利用料金	新宮町・古賀市・福津市・宗像市に住民票がある方 0円

実施施設一覧

実施場所	福岡東医療センター内たんぽぽ(古賀市千鳥1-1-1)		
登録年齢	新宮町在住の1歳から小学6年生までの子ども	定員	4名
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 (土日、祝日、年末年始等除く)	電話	092-943-2331 (福岡東医療センター)

実施場所	病児保育ルーム ここん・こが(古賀市今の庄2-2-13)※病後児保育も実施		
登録年齢	新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの子ども	定員	6名
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時半 (土日、祝日、お盆、年末年始、休診日除く)	電話	092-410-5674

実施場所	病児保育びよびよ(福津市宮司浜3-22-24)		
登録年齢	新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの子ども	定員	6名
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時半 土曜日 午前8時～午後1時	電話	0940-52-0420

実施場所	病児保育室ちゅーりっぷ(福津市中央6-22-33)		
登録年齢	新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの子ども	定員	10名
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時半 土曜日 午前8時～午後1時	電話	0940-72-7216

実施場所	病児保育室めばえ(宗像市稲元1035-6)		
登録年齢	新宮町在住の生後6か月から小学6年生までの子ども	定員	15名
開所日時	月曜日～土曜日 午前8時～午後5時半	電話	0940-32-8782

※病後児保育

実施場所	病後児デイケアルームすくすくくらぶ(宗像市田熊5-5-5)		
登録年齢	新宮町在住の生後3か月から小学6年生までの子ども	定員	8名
開所日時	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時半	電話	0940-37-3536

新宮町の子育て支援事業の紹介

ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人をセンター所属のアドバイザーがつなげることで、地域ぐるみで子育てを支援します。

☎ おねがい会員の登録をしましょう

登録する場所	新宮町ファミリー・サポート・センター(新宮町福祉センター3階) ☎092-692-9622
登録について	①登録に行く日を事前に予約する必要があります。 ②1時間程度の講習会(子どもと一緒に)があります。
登録受付日時	平日の月曜日～金曜日 9時～15時

☎ 利用料金を確認しましょう

利用区分	利用可能時間	1時間当たりの料金	1時間を超えた後15分当たりの料金
月曜日～土曜日	7時～19時	600円	150円
月曜日～土曜日	19時～21時	800円	200円
日曜日・祝日 (12/31～1/3含む)	7時～21時	800円	200円

送迎を伴う場合、活動時間(※1)内の送迎は回数・人数を問わず100円

(※1) まかせて会員が子どもと会った時から別れるまでの時間を指す。

一時保育事業

保護者の就労や病気、看護、冠婚葬祭、出産や育児からのリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭での保育が難しくなった子どもを保育所に預けることができます。週3日以内の範囲で利用できます。利用前に実施施設で登録をしてください。

対象年齢	新宮町在住の生後7か月～就学前までの子ども
利用料金	3歳未満児 ➡ 600円/1時間 3歳以上児 ➡ 500円/1時間 (給食費などは実費)
実施施設	新宮町内認可保育所・認定こども園

一時預かり

保護者が病気や入院、就労など突発的な事情により家庭での保育が困難になる場合や育児リフレッシュ(育児疲れ解消)したい時に、一時的に乳幼児を預けることができます。

登録先	NPO法人 rainbow house ☎090-7294-6241
実施場所	新宮町緑ヶ浜二丁目15番7号
対象児童	新宮町在住の生後57日目以降から就学前までの子ども
利用料金	平日➡250円/30分 土曜➡350円/30分

利用調整スケジュール

令和7年4月1日
利用調整スケジュール

申込書類受付期間

令和6年12月2日(月)
～12月16日(月)



書類審査

令和6年12月22日(月)
～令和7年1月30日(金)



利用調整(選考)結果通知書送付

令和7年2月13日(金)発送予定



保育所利用料決定通知書送付

令和7年3月末～4月上旬頃

※国から通知が届いてから保育所利用料を決定するため、通知が届くまでお待ちすることになります。申し訳ありません。

年度途中
利用調整スケジュール

申込書類受付期間

利用開始希望月の前月10日まで
※10日が土日・祝日の場合は前開庁日



書類審査

毎月10日～15日



内定者への電話連絡

毎月16日～20日



利用調整(選考)結果通知書送付

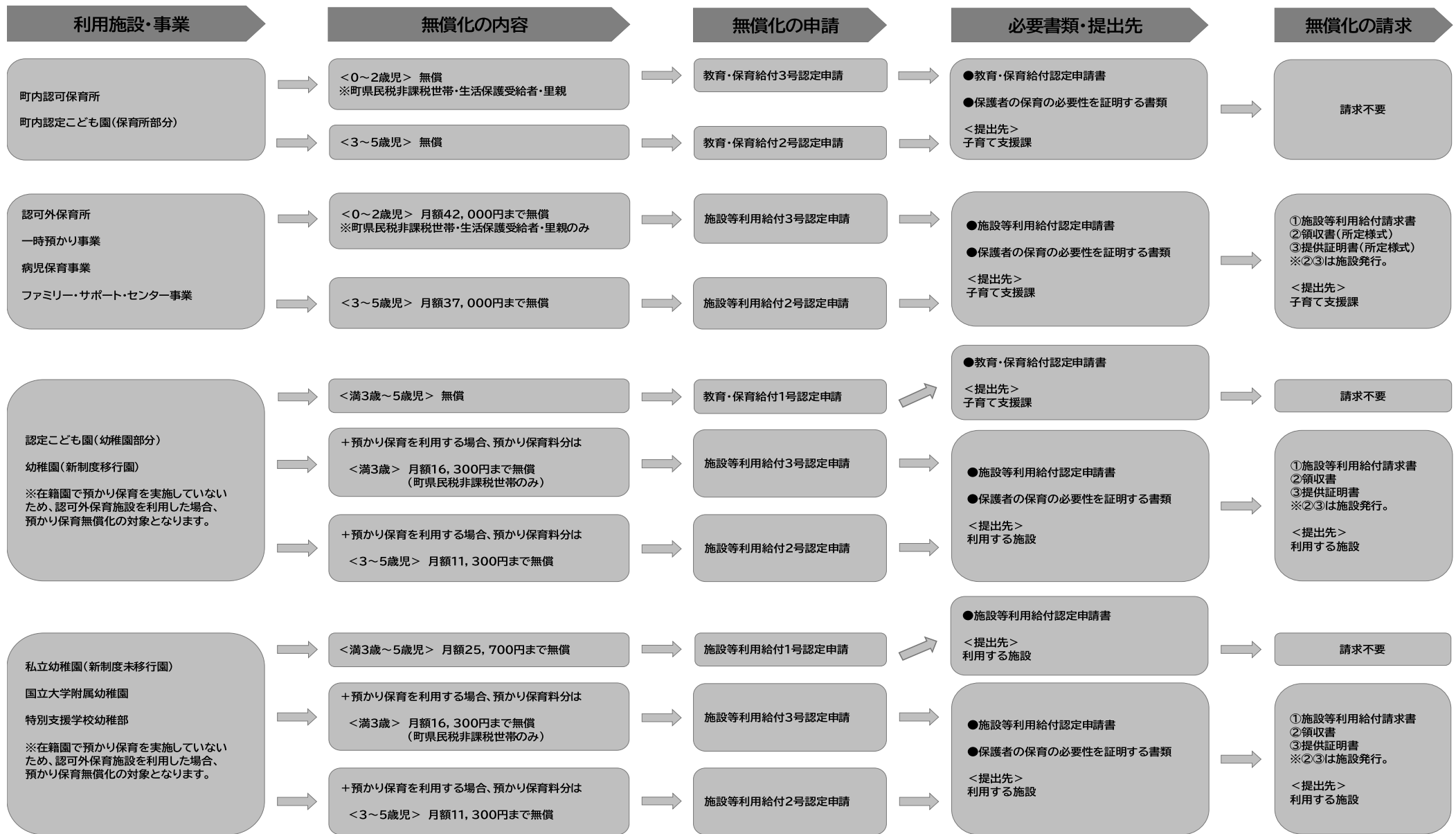
毎月20日以降

※入所できなかった場合は、待機児童として登録され、令和8年3月まで毎月書類審査をします。

※申込書類は郵送でも提出できます。
提出期間最終日消印有効は受理します。

～メモ～

幼児教育・保育無償化フローチャート(国基準)



※無償化の申請・請求書類は、子育て支援課へ提出してください。

※3歳児とは、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えた児童のことを指します。

※満3歳とは、4月1日時点で2歳で年度内に3歳の誕生日を迎える児童のことを指します。